

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	SMC株式会社			コード	6273
提出日	2021/5/31	異動（予定）日	2021/6/29		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外取締役の選任議案が付議されるため				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	海津政信	社外取締役	○													○		有
2	香川利春	社外取締役	○													○		有
3	岩田宜子	社外取締役	○													○	新任	有
4	宮崎恭一	社外取締役	○													○	新任	有
5	東 葭 新	社外監査役	○													○		有
6	内川治哉	社外監査役	○													○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		海津政信氏は、経済・金融情勢、企業経営及び財務会計に関する豊富な知識と経験を有する著名なエコノミスト・証券アナリストであり、優れた人格識見の持ち主です。 海津氏には、自身の専門的な知見に基づき、特に一般株主・投資家の利益保護を重視して、中立かつ客観的な立場から当社の経営を監督し、経営の透明性をより一層高めていただくとともに、会社の持続的成長を促し中長期的な企業価値の向上を図るとの観点から、経営の方針に関する助言をいただくため、社外取締役に就任していただいたものです。 また2020年からは指名・報酬委員会の委員長として、取締役の指名・報酬に関する手続の公正性・透明性・客観性の強化に尽力いただいています。 海津氏は、東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえて当社が策定した独立性判断基準を満たしており、一般株主との利益相反の生じるおそれがないことから、取締役会決議によって独立役員に指定しました。
2		香川利春氏は、当社の事業領域と極めて密接な関連を持つ流体計測制御を専門とする工学博士であり、優れた人格識見の持ち主です。 香川氏には、研究者・教育者としての専門知識と豊富な経験に基づき、中立かつ客観的な立場から当社の経営を監督し、経営の透明性をより一層高めていただくとともに、会社の持続的成長を促し中長期的な企業価値の向上を図るとの観点から、特に研究開発活動及び技術者の育成に係る施策を中心に、経営の方針に関する助言をいただくため、社外取締役に就任していただいたものです。 また2020年からは指名・報酬委員会の委員として、取締役の指名・報酬に関する手続の公正性・透明性・客観性の強化に尽力いただいています。 香川氏は、東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえて当社が策定した独立性判断基準を満たしており、一般株主との利益相反の生じるおそれがないことから、取締役会決議によって独立役員に指定しました。
3		岩田宜子氏は、コーポレートガバナンス及び投資家と企業との対話の実務に関する専門的知見と豊富な経験を有する、日本におけるIRコンサルティングビジネスの草分け的存在であり、豊富な国際経験に加えて経営者としての経験と見識も兼ね備えた、優れた人格識見の持ち主です。 当社は、自身の専門的な知見に基づき、特に一般株主・投資家の利益保護を重視して、中立かつ客観的な立場から当社の経営を監督し、経営の透明性をより一層高めていただくとともに、会社の持続的成長を促し中長期的な企業価値の向上を図るとの観点から、特にコーポレートガバナンス、情報開示及び投資家の皆様との対話に係る施策を中心に、経営の方針に関する助言をいただくため、岩田氏を社外取締役候補者として推薦したものです。 また岩田氏は、東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえて当社が策定した独立性判断基準を満たしており、一般株主との利益相反の生じるおそれがないことから、ご本人の内諾を得たうえで、取締役会決議によって独立役員に指定する旨を決定しました。

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
4		宮崎恭一氏は、国際的な金融機関において最先端の金融工学を活用した投資ポートフォリオの運用及び市場リスクマネジメントに関する豊富な知識と経験を蓄積し、自ら資産運用会社を立ち上げ経営してきた人物であり、優れた人格識見の持ち主です。 当社は、自身の専門的な知見に基づき、中立かつ客観的な立場から当社の経営を監督し、経営の透明性をより一層高めていただくとともに、会社の持続的成長を促し中長期的な企業価値の向上を図るとの観点から、特に国際ビジネス、リスク管理及びコーポレートガバナンスに係る施策を中心に、経営の方針に関する助言をいただくため、宮崎氏を社外取締役候補者として推薦したものです。 また宮崎氏は、東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえて当社が策定した独立性判断基準を満たしており、一般株主との利益相反の生じるおそれがないことから、ご本人の内諾を得たうえで、取締役会決議によって独立役員に指定する旨を決定しました。
5		東薮新氏は、大手監査法人において上場会社の監査実務、株式公開支援などのアドバイザリー業務、監査法人の法人運営及びグループ会社の経営などに携わった経験豊富な公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見と優れた人格識見の持ち主です。 東薮氏には、企業会計及び会計監査に関する専門的知見と豊富な経験に基づき、特に財務会計及び情報開示の適正性確保の観点を重視して、中立かつ客観的な立場から当社の経営を監査していただくとともに、経営全般に関する助言をいただくため、社外監査役に就任していただいたものです。 東薮氏は、東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえて当社が策定した独立性判断基準を満たしており、一般株主との利益相反の生じるおそれがないことから、取締役会決議によって独立役員に指定しました。
6		内川治哉氏は、企業法務に精通し、上場会社の社外役員も歴任した経験豊富な弁護士であり、優れた人格識見の持ち主です。 内川氏には、会社法及び金融商品取引法その他の法令並びに上場会社に求められるコンプライアンスに関する専門的知見と豊富な経験に基づき、特に法的リスク管理とコンプライアンスの観点を重視して、中立かつ客観的な立場から当社の経営を監査していただくとともに、経営全般に関する助言をいただくため、社外監査役に就任していただいたものです。 また内川氏は、東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえて当社が策定した独立性判断基準を満たしており、一般株主との利益相反の生じるおそれがないことから、取締役会決議によって独立役員に指定しました。

4. 補足説明

◆当社は、東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえて、社外取締役及び社外監査役の独立性判断基準を以下のとおり定めており、この基準を満たす社外取締役及び社外監査役の全員を、独立役員に指定することとしています。

- 直近連結会計年度(末)において、以下のいずれにも該当しないこと。
- (1) 当社グループの業務執行者(業務執行取締役、執行役、従業員等をいう。以下同じ。)
 - (2) 当社グループの主要な取引先(*)又はその業務執行者
(*) 主要な取引先とは、以下に該当するものをいう。
○当社グループの連結売上高の2%以上を占める販売先
○連結売上高の2%以上が、当社グループに対するものである仕入先又は業務委託先
○当社グループの連結総資産の2%以上の金額を、当社グループに融資等している借入先
 - (3) 当社の主要株主(総議決権の10%以上を保有している株主をいう。)又はその業務執行者
 - (4) 当社グループに対して法定の監査証明業務を提供する公認会計士又は監査法人に所属する者
 - (5) 当社グループとの間で、役員又は執行役員を相互に兼任する関係にある会社の業務執行者
 - (6) 当社グループから、役員報酬以外に1,000万円以上の報酬等の支払を受けた弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント等の専門家
(これらの者が法人その他の団体であるときは、それに所属する者)
 - (7) 当社グループから、1億円以上の寄付を受けた個人又は団体若しくはその業務執行者
 - (8) 過去10年間に於いて、上記(1)に該当していた者及び過去3年間に於いて、上記(2)～(7)に該当していた者
 - (9) 上記(1)～(8)に掲げる者の配偶者及び2親等内の親族。ただし、「業務執行者」については、重要な業務執行者(業務執行取締役、執行役、執行役員等の役員に準ずる高位の従業員をいう。)に限る。

◆なお、社外取締役及び社外監査役と当社との取引関係その他の利害関係(寄付を含む。)が、上記基準の範囲内である場合、株主の皆様の議決権行使に影響を及ぼすおそれがなく、一般株主の皆様との利益相反の生じるおそれがないものと考えられることから、属性情報の該当状況についての記載を省略します。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。